

区有施設整備計画策定の考え方について

新しい基本計画と併せて策定する区有施設整備計画については、行財政の構造改革における「施設の再編」の視点と併せて検討を進めており、令和2年1月及び3月に示した区有施設整備の考え方についても再検討を行ってきたところである。

こうした経緯を踏まえ、区有施設整備計画策定の考え方をとりまとめたので報告する。

1 基本的な考え方

区有施設整備計画は、基本構想において描く「10年後に目指すまちの姿」や長期にわたる都市構造の変化を見据え、区が所有する施設及び土地（道路及び公園を除く）に係る再編、整備、利活用等の計画及び施設の更新・保全の方針を示すものである。

なお、平成29年3月に策定した公共施設総合管理計画（建物編）は、内容の一部見直した上で、区有施設整備計画に組み込むものとする。

2 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、新しい基本構想及び基本計画と整合を図り、社会経済情勢の動向を見定めながら、必要に応じて見直すものとする。

策定にあたっては、今後概ね20年間に想定する新設・改築・大規模改修等の施設を対象に検討する。



3 計画策定に向けた主な視点

(1) 施設再編の必要性

新たな基本構想に描く「10年後に目指すまちの姿」を実現するためには、持続可能な区政運営が不可欠である。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、社会経済情勢の先行き不透明感、区財政見通しの厳しさが増す中、施策・施設・組織の再編といった行財政の構造改革に取り組まなければならない。

区有施設の6割超は建設後30年以上経過しており、施設の更新時期が集中し、今後の区財政に大きな影響を及ぼすことが想定される。区有施設においては、効率的かつ効果的に区民サービスが提供されるよう、適正な配置と規模に向けた再編を進めていく必要がある。

(2) 区民の日常生活圏域等を踏まえた適正配置

様々な区民サービスのデジタル化やオンライン化が進展する中であっても、区民がサービスを享受するための施設機能や、区民が憩い交流するための空間は欠かせない。今後の施策展開や施設配置にあたっては、身近な地域や交通至便な場所で適切にサービスを提供するための地域戦略が必要である。

区有施設の再編にあたっては、対象となる区民が歩いて暮らせるコミュニティレベルを想定した日常生活圏域の視点から、施設の用途や機能に応じた配置・規模のほか、交通アクセスや地域バランス、防災機能等に配慮して検討する。

広域的、機能集約的にサービス提供を行う区全域を対象とする施設については、広域中心拠点である中野駅周辺や交流拠点である主要駅周辺など、都市機能の集積や交通アクセス等を勘案した配置を検討する。

<施設配置における圏域設定について>

一般区民を対象とした施設は、将来のすこやか福祉センター圏域となる日常生活圏域（5圏域）を基本とし、子どもを対象とした施設は中学校区（9学校区）を基本に、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を総合的に勘案して配置することを想定する。

圏域設定	主な対象施設
日常生活圏域（5圏域）	すこやか福祉センター、地域包括支援センター 区民活動センター、高齢者会館など
中学校区（9学校区）	児童館、キッズ・プラザなど

区全域	区役所本庁舎、文化施設など
ニーズに応じて配置	保育園、介護施設、障害者施設など

(3) 計画的な施設整備及び管理運営

区有施設の集約化や複合化、整備スケジュールの見直し、長寿命化、民間活用の活用、未利用地及び未利用施設の活用や売却など、施設整備・管理運営に係る財政負担の軽減や平準化を図るための手法を検討していく必要がある。

また、地域の活動拠点として適切な施設機能を配置するためには、周辺地区の一体的なまちづくりルールを導入などのまちづくりや都市計画の観点からの検討が必要である。

(4) 今後の地域・社会の変化への対応

今般の新型コロナウイルスの影響による「新しい生活様式」の普遍化や行政サービスにおけるデジタルシフト、中野駅周辺や西武新宿線沿線など区内各地で行われているまちづくりの進展による都市構造の変化を見据えながら、区有施設の再編・更新を進める必要がある。

4 計画に盛り込む予定の主な内容

- ・ 区有施設の現状と課題
- ・ 区有施設再編及び管理の基本方針
- ・ 10年後における施設配置想定と再編・整備・利活用の方向性
- ・ 想定スケジュール
- ・ 施設更新経費の考え方

5 今後の予定

令和2年12月	区有施設配置の考え方公表
令和3年1月	区有施設整備計画(素案)公表
2月	意見交換会等の実施
6月	区有施設整備計画(案)公表
7月	パブリック・コメント手続の実施
8月	区有施設整備計画の策定

参考 日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）

現在の中部・北部圏域の再編により、温暖化対策推進オフィス跡施設にすこやか福祉センターを整備し、日常生活圏域を5圏域に変更を想定。

圏域	面積(km ²)	人口(人)
南部	2.96	74,325
中部	2.54	54,765
新設	2.66	61,541
北部	3.59	71,000
鷺宮	3.84	72,567



※令和元年10月7日厚生委員会資料「すこやか福祉センター圏域の見直し」より作成